## 平成28年度 八重瀬町障がい者就労支援施設等からの調達方針

(平成28年9月15日町長決裁)

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条第1項に 基づき、八重瀬町が障害者就労支援施設等からの物品等の調達推進を図るため、以下 のとおり方針を定めるものである。

### 1 (用語の定義)

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)で使用する用語の例による。

### 2 (方針の目的)

町が物品のサービス等を調達する際、障害者就労支援施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障害者就労支援施設等で就労する障害者の経済的自立の促進に資することを目的とする。

### 3 (適用範囲)

調達方針の適用範囲は、町のすべての機関が発注する物品又は役務(以下「物品等」という。)の調達とする。

### 4 (対象となる障害者就労施設等)

対象となる障害者就労施設等は、八重瀬町内に本店・支店等の拠点事業所を有する次に定める施設等並びに沖縄県共同受注窓口の一般財団法人沖縄県セルプセンターとする。

ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 障害者総合支援法に基づく施設等
  - ア 就労継続支援事業所(A型、B型)
  - イ 就労移行支援事業所
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設)
  - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第85号)に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令 (平成 25 年政令第 223 号) に基づく施設
  - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。) に基づく子会社の事業所(特例子会社)
  - イ 重度障害者多数雇用事業所(①~③の全てを満たすもの)
    - ① 障害者の雇用者数が5人以上
    - ② 障害者の割合が従業員の20%以上

- ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30 %以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体
- 5 (方針に関する担当窓口) 本方針に関する担当窓口は社会福祉課(以下「担当課」という。)とする。
- 6 (調達物品の種類) 障害者就労支援施設等が提供可能な物品等とする。

## 7 (調達の目標)

前年度の調達実績を基準とし、これを上回るよう努めるものとする。

# 8 (調達の推進方法)

障害者就労支援施設等からの物品等の調達を推進するため、次に掲げる取組みを行う。

- (1) 担当課は、年度ごとに、前年度の調達実績等を勘案し、各機関の意見を聞いたうえで、当該年度に調達する物品等についての目標を設定する。
- (2) 障害者就労支援施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに 競争性及び透明性の確保に配慮しつつ、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づく予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約を維持 するなど、調達の推進に努めるものとする。
- (3) 障害者就労施設等から供給可能な物品等については、担当課が当該施設等からの情報をもとに各機関へ情報提供する。
- (4) 障害者就労支援施設等に配慮した納期の設定に努めるものとする。

### 9 (調達実績の公表)

調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく実績を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

## 10 (その他)

物品等の調達推進に資するように、必要に応じて、本方針の改定を行うものとする。